

2 経営計画の作成方法

経営計画は、法人として、どのような営農を展開し、その損益はどうなるのかを明らかにするもので、10ヵ年（少なくとも5ヵ年）の計画を樹立する必要があります。

計画樹立にあたっては、まず水稻及び転作作物等の栽培面積及び栽培品種・使用機械施設等の規模・能力、必要労働力の決定を行います。

その上で営農計画書の様式に沿って収入、支出等の計算を行っていきましょう。

(1) 営業損益の部

① 事業収入

■ 農作物等売上金：

生産作物ごとに、生産量×販売単価で収入金額を決定

生産量：集落又は地域の平均収量

販売単価：米・麦・大豆等公定価格のある品目は、最近の公示価格

野菜・果樹・花き・子牛等は、市場の最近3～5ヵ年の平均価格

■ 受託料：

法人構成員外の農作業受託を想定する場合は、これの受託料を計上

② 売上原価

■ 種苗・肥料・農薬・諸材料・小農具費

J A 及び取引先の実勢価格

■ 動力光熱費

農業機械等の燃料費は、機械毎の毎時燃料消費量を参考に算出

また、潤滑油については、動力用燃料費の30%を計上する場合が多い

■ 賃料料金

機械器具等の借入料金・J A 等での乾燥調製料金等

■ 修繕費

建物・構築物は取得負担価格の1%、機械器具については取得負担価格の5%

■ 減価償却費

固定資産の減価償却の計算は、一般的には定額法（定率法を用いても良い）

納税申告に用いる減価償却法と同一としておくこと

・ 固定資産の取得価格：地域の実勢価格

・ 牛馬等・果樹等の取得価格：原則「農畜産業用固定資産評価標準」
（農林水産省）

・ 耐用年数：耐用年数省令別表

- 労務費（オペレーター賃金及び補助員賃金）
作業時間×時間当り賃金
- 管理委託料
畦畔管理，水管理等を実施する集落の中の班又は農地所有者への委託料
- 支払地代
該当市町の標準小作料を参考に，集落の話し合いで決定した額
- 土地改良水利費
地域の実勢価格を用い，集落法人として負担の必要な土地改良費並びに水利に要する負担金額等を計上
- 共済掛金・拠出金
農業共済等の掛け金（水稻共済・建物共済・農機具共済等），米生産調整で必要な収入減少補てん積立金等
- 雑費
予測できない費用として，生産原価の1%を計上

③ 販売費及び一般管理費

- 役員報酬 代表理事・理事・会計等役員への手当
- 会議費 法人運営に必要な会議等を開催するための費用
- 旅費交通費 法人運営等のために出張する費用
- 図書研修費 技術，経営能力向上のための研修に要する費用等
- 交際費 法人運営上必要な交際費用
- 事務通信費 法人運営上の事務用品及び電話代，切手代等の通信用費用
- 租税公課 固定資産税・自動車税等
- 雑費 予測できない費用として，販売費一般管理費の2%を計上

(2) 営業外損益の部

① 営業外収益

- 一般助成収入 農業者戸別所得補償制度等の奨励金（農業経営基盤強化準備金対象）
- 受取助成収入 経常的な助成金
- 受取利息 貯蓄に対する利息
- 雑収入 その他の営業外収入

② 営業外費用

- 支払利息 借入金等にかかる利息
- 雑損失 その他の営業外費用

(3) 資金運用計画（資金繰り表）

収入，支出が整理できたら，年度ごとに借入金の返済など現預金の残高を整理し，資金繰りがうまくできるかチェックします。